

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年2月27日

木曜日

号外

目次

公 告

○都市計画の変更案の縦覧

1

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成26年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 八尾都市計画道路

(名称) 3・5・8号 高熊井田線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

富山市八尾町字寺山、八尾町字大唐田、八尾町字源川原、八尾町字西下島の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年2月27日から平成26年3月13日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市八尾総合行政センター建設課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)